

第1回 赤穂市民病院ガバナンス検証委員会 議事録

日時 令和4年6月7日（火） 16:00～18:00

場所 姫路・西はりま地場産業センター（じばさんびる）502会議室

出席者（委員）

公益財団法人 兵庫県健康財団 理事長、兵庫県立こども病院 名誉院長：長嶋 達也
H&S法律事務所 弁護士：羽田 由可
関西福祉大学 教授：有田 伸弘
公立宍粟総合病院 副院長兼事務局長：菅原 誠

議事概要

（赤穂市病院事業管理者挨拶）

- ・ 令和元年度に発生した複数の医療事故について、大変ご心配をおかけしている。
- ・ 市民病院の医療安全の推進体制や実施要綱（マニュアル）の内容等の検証、改訂等を行い、遵守徹底を図りたい。
- ・ 医療安全システム全般の充実強化に取り組んでいきたい。
- ・ それにより病院の信頼回復に努めていきたい。

（委員の紹介）

（委員の出席、委員会の成立宣言）

（委員長の選出）

委員長に有田氏を選出

（事務局説明）

資料について説明

（委員会での意見）

1 会議、議事録の公開／非公開について

- ・ 職員の身分やプライバシーの問題や、本当のことを聞くとということからすれば、原則非公開が良いのではないかと。
- ・ 行政の情報は公開が原則だが、個人情報や公開により行政の本来の目的が達せられない場合は例外扱いとしてもよいかと思う。

- ・ ヒアリングを行った場合には、個人情報等センシティブな問題が出てくる。ヒアリングは非開示が良いのではないか。
 - ・ 議事録は、議事概要で良いのではないか。
 - ・ 個人情報などは一部非開示であっても、原則公開すべきではないのか。
 - ・ 会議は非公開だが、議事録は公開すべき。公開するタイミングや範囲の問題である。
 - ・ 公開、非公開は市の情報公開条例によるべき。委員会で公開、非公開を決めるべきではない。
 - ・ 自由な議論のため、途中での公開は行わず終了後に公開する、で良いのではないか。
 - ・ 信頼回復のためできるだけ公表するスタンスの方が良いと思われる。
 - ・ 報告書とともに公開すべきではないか。
- ⇒ 議事録は議事概要で整理し、資料については個人情報等公開すべきでないものは非公開または部分公開とする。

2 委員会の進め方に関する意見について

- ・ ガバナンスとは、医療事故とは等、言葉の定義を整理すべきではないか。
 - ・ 当時のルールに沿って、検証となる事実の経過、原因、担うべき役割は適切に果たされていたか等について協議する必要がある。
 - ・ 退職者にヒアリングできるのか。
 - ・ 事務局の情報だけでは限界がある。ヒアリングは行いたい。
 - ・ マニュアルを改訂しているが、改訂したものが十分であるかどうか協議する必要がある。
 - ・ 年度終わりを目途に、回数は進行状況を見ながらとする。
 - ・ 医療過誤かどうかの判断は、まずは病院が行うもの。病院の判断を知る必要があるが、委員会は手術の手技に関わる評価は行わず、事故か過誤かの判断も行わない。
 - ・ マニュアルを検証するには、リスクマネジメントも関わってくる。
 - ・ 取り扱うのはガバナンスの問題だけなのか、リスクマネジメントの問題もなのか。
 - ・ 医師の採用は、その採用プロセスから検証すべきではないのか。
 - ・ ガバナンス及びリスクマネジメントの観点からでなければ、この検証項目はカバーできないのではないか。
- ⇒ リスクマネジメントの観点も踏まえて次回協議。

3 その他の意見

- ・ マニュアルに規定された報告がなかったこと、院内事故調査委員会が開催されていないことが問題である。
- ・ 病院長の判断で手術を中止させることは可能。最終的には病院長の判断。
- ・ 手術中止は厳しい処分だが、口頭でなされていることに問題があるのではないか。
- ・ 医療事故調査制度では、事実が隠されることのないよう、個人の責任を追及しない

ということから、非公表にするということがある。

- 係争中の裁判で公表されている、院内事故調査報告書を確認したい。
- 8件の医療事故のうち3件は外部委員に検証を依頼している。この3件と3件以外の扱いの基準について示されたい。
- 医療事故調査制度では、死亡例の場合には調査を行う委員のうち2割は外部委員であることが求められており、全ての事案に外部委員を入れる必要はないとされている。しかし、その基準は説明できるよう整理すべき。
- 当該医師の資格に関する情報を確認したい。専門医資格があり、経験もあるのならば、日本脳神経科学会がクレジットを認めているということである。
- このことは採用にも影響することである。
- 実態把握のため、事故報告書など基本的なことを確認したい。
- 医療過誤案件を市長に報告しているが、開設者に決裁を得てないという意味がわからない。決裁とは何なのか、正式な報告でないというものがあるのか。
- 当該医師は、病院長からの手術中止指示後に手術を行っている。周囲には他の職員もいる。勝手には手術できないはずではないのか。
- 当該医師は助手として手術に参加したが、結局、執刀させたことは禁止辞令が解かれたということになる。これは主執刀医と助手の間に複雑な事情があったにせよ、なぜそんなことが起こったのかというガバナンスの問題である。

4 次回に向けて

- 次回委員会までに、ガバナンス、リスクマネジメントの観点から協議するため資料を提出すること。
- 当該医師の専門医資格情報を提示すること。
- 事故報告書等を提示すること。